

南檜山保健医療福祉圏域連携推進会議 疾病予防対策専門部会運営要領

第1 目的

この要領は、南檜山保健医療福祉圏域連携推進会議要綱第5条の規定に基づき設置する疾病予防対策専門部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 協議事項

部会は次の事項について協議するものとする。

- (1) がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患（以下、「5疾病」という。）の予防に関すること
- (2) 5疾病の医療連携体制に関すること
- (3) 歯科保健医療に関すること
- (4) その他、5疾病対策及び歯科保健医療対策に関すること

第3 部会構成

部会の構成員は、連携推進会議の構成団体のうち、別紙に定める団体により構成する。

- 2 部会の構成員の互選により、部会長団体を置く。
- 3 部会長団体は、会務を総理する。

第4 会議

部会の会議は、必要の都度部会長団体が招集する。

- 2 部会長団体は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 必要に応じて、構成団体以外の団体等を出席させることができる。

第5 事務局及び庶務

部会の事務局は、北海道檜山振興局保健環境部保健行政室企画総務課及び健康推進課の担当係が共同して運営を行う。

- 2 部会の庶務は、北海道檜山振興局保健環境部保健行政室企画総務課において処理する。

第6 その他

この要領で定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長団体が部会に諮って定める。

第7 施行年月日

この要領は、平成20年6月13日から施行する。

この要領は、平成25年7月8日から施行する。

この要綱は、平成29年9月5日から施行する。